

第7期障害福祉計画

第1節 基本的な考え方

第7期障害福祉計画は、次の点に配慮して目標を設定します。

- ① 訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ⑦ 発達障害者等に対する支援

第2節 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ① 2022年度末の入所者数は121人で、2026年度末における施設入所者は115人を目標とします。削減率は、5%です。
- ② 2026年度末の地域生活への移行者数は、2022年度末入所者数121人の6.6%、8人を目標とします。

項 目		数 値	考え方
2022年度末の施設入所者数		121人	【基準値】
第7期目標値	2026年度末の施設入所者数	115人	
	施設入所者の削減者数	6人 (▲5%)	＜基本指針＞ 【基準値】から5%以上削減
	2026年度末の地域生活移行者数	8人 (▲6.6%)	＜基本指針＞ 【基準値】から6%以上移行

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、既存の会議体を活用し、有機的連携により地域課題を抽出し、障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を引き続き進めていきます。

3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを目標とします。

強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を進めることを検討します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

2021年度の一般就労移行者数は8人となっており、2026年度末における一般就労移行者数は、11人を目標とします。増加率は、1.37倍となります。

項 目		数 値	考え方
一般就労移行者数 (A) 【基準値】		8人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の 一般就労移行者数 (B)	11人 (1.37倍)	<基本指針> 【基準値】の1.28倍以上 (B/A)

(1) - 1 就労移行支援事業からの移行者数

基本指針では、2026年度末における就労移行支援事業移行者数は、2021年度実績の1.31倍以上となっています。

項 目		数 値	考え方
就労移行支援事業移行者数 (C) 【基準値】		1人	就労移行支援事業移行者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労移行 支援事業移行者数 (D)	1人 (1 倍)	<基本指針> 【基準値】の1.31倍以上 (D/C)

(1) - 2 就労継続支援A型事業からの移行者数

基本指針では、2026年度末における就労継続支援A型事業移行者数は、2021年度実績の1.29倍以上となっています。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援A型事業移行者数 (E) 【基準値】		1人	就労継続支援A型事業移行者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労継続支援 A型事業移行者数 (F)	2人 (2 倍)	<基本指針> 【基準値】の1.29倍以上 (F/E)

(1) - 3 就労継続支援B型事業からの移行者数

基本指針では、2026年度末における就労継続支援B型事業移行者数は、2021年度実績の1.28倍以上となっています。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援B型事業移行者数（G） 【基準値】		6人	就労継続支援B型事業移行者数 （2021年度実績）
第7期 目標値	2026年度末の就労継続支援 B型事業移行者数（H）	8人 （1.3倍）	＜基本指針＞ 【基準値】の1.28倍以上（H／G）

(2) 就労移行支援事業所の実績の確保・向上 ＜新規＞

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を全体の5割以上とします。

(3) 就労定着支援事業の利用者数

基本指針では、2026年度末における就労定着支援事業の利用者数は、2021年度実績の1.41倍以上となっています。

項 目		数 値	考え方
就労定着支援事業の利用者数（I） 【基準値】		1人	就労定着支援事業の利用者数 （2021年度実績）
第7期 目標値	2026年度末の就労定着支 援事業利用者数（J）	2人 （2倍）	＜基本指針＞ 【基準値】の1.41倍以上（J／I）

(4) 事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

5. 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第4節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

第3期障害児福祉計画

第1節 基本的な考え方

第3期障害児福祉計画は、次の点に配慮して目標を設定します。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 成果目標

障害児への支援については、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の発見段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。また、ライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等について関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を構築する必要があります。

障害の種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

1. 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、2026年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

2. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう年少期からのインクルージョンを推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくよう努めます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、2026年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっています。本市ではすでに確保済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

4. 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

県の目標にあわせて、2026年度末までに主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を1か所以上確保します。

5. 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保

2025 年度末までに主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所を 1 か所以上確保します。

6. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、2026 年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

7. 医療的ケア児等に対し支援等を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、2026 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、圏域に 1 人配置するよう努めます。

第 3 節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の着実な実行に努めます。計画の進捗状況は、1年に1回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。